

## 関税法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1．電子計算機を使用して輸入される郵便物に係る納税告知書又は納付書を作成する場合において、連続して接続した1枚の用紙に作成できることとする。  
(別紙第1号書式備考及び別紙第2号書式備考関係)
- 2．この省令は、公布の日から施行することとする。